

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月30日
【会社名】	株式会社ベイカレント・コンサルティング
【英訳名】	BayCurrent Consulting, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 義之
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー9階
【電話番号】	(03)5501-0151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年5月26日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金23円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に阿部義之氏、池平謙太郎氏、中村公亮氏、小路敏宗氏、佐藤真太郎氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役に奥山芳貴氏、糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏、緑川芳江氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1,500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）とするものであります。

第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額800百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,500,000株以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,244,560	83,587	-	(注)1	可決 93.60
第2号議案	1,284,699	43,450	-	(注)2	可決 96.62
第3号議案				(注)3	
阿部 義之	1,299,875	27,769	503		可決 97.76
池平 謙太郎	1,321,667	6,481	-		可決 99.40
中村 公亮	1,317,646	10,501	-		可決 99.09
小路 敏宗	1,252,219	75,927	-		可決 94.17
佐藤 真太郎	1,252,208	75,938	-		可決 94.17
第4号議案				(注)3	
奥山 芳貴	1,321,321	6,826	-		可決 99.37
糟谷 祐一郎	1,252,104	76,041	-		可決 94.16
藤本 哲也	1,252,039	76,106	-		可決 94.16
緑川 芳江	1,321,494	6,653	-		可決 99.38
第5号議案	1,318,513	5,694	3,942	(注)1	可決 99.16
第6号議案	1,280,860	47,289	-	(注)1	可決 96.33
第7号議案	1,319,713	4,494	3,942	(注)1	可決 99.25

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上